

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月28日

【会社名】 EPSホールディングス株式会社

【英訳名】 EPS Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 巖 浩

【本店の所在の場所】 東京都新宿区津久戸町1番8号

【電話番号】 03-5684-7873(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 第一経営支援グループ長 小山 哲 弥

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区津久戸町1番8号

【電話番号】 03-5684-7873(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 第一経営支援グループ長 小山 哲 弥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月28日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社総合臨床ホールディングス（以下「総合臨床HD」といいます。）を株式交換完全子会社とし、平成28年1月1日を効力発生日（予定）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成27年9月28日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、本株式交換の効力発生により、総合臨床HDが当社の特定子会社に該当することになりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告内容）

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社総合臨床ホールディングス
本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
代表者の氏名	代表取締役 立川 憲之
資本金の額	1,364百万円（平成27年7月31日現在）
純資産の額（連結）	5,491百万円（平成27年7月31日現在）
資産の額（単体）	5,434百万円（平成27年7月31日現在）
総資産の額（連結）	7,873百万円（平成27年7月31日現在）
総資産の額（単体）	5,534百万円（平成27年7月31日現在）
事業の内容	SMO事業等を営む企業グループの経営戦略策定及びグループ会社の経営支配・管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成25年7月期	平成26年7月期	平成27年7月期
売上高（百万円）	6,765	5,808	5,924
営業利益（百万円）	1,141	672	674
経常利益（百万円）	1,111	683	684
当期純利益（百万円）	623	248	418

（単体）

事業年度	平成25年7月期	平成26年7月期	平成27年7月期
売上高（百万円）	1,474	1,250	1,241
営業利益（百万円）	737	442	476
経常利益（百万円）	710	464	496
当期純利益（百万円）	651	181	385

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年7月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
西野晴夫	17.24%
佐々木幸弘	17.24%
株式会社CAC Holdings	9.99%
EPSホールディングス株式会社	3.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.60%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成27年7月31日現在）

資本関係	当社は、総合臨床HDの発行済株式総数の3.00%（647,100株）の株式を保有しております。総合臨床HDは、当社の発行済株式総数の1.04%（400,000株）の株式を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と総合臨床HDの間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社及び総合臨床HD両社グループの主要な事業の顧客である製薬企業の属する医薬品業界におきましては、近年、新薬創出の困難な状況や、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む中、厳しい事業環境が継続しております。製薬企業は、研究開発費の増大や主力製品の特許切れ等の環境の下、組織体制の最適化を図り、医薬品開発の迅速化と効率化を目指して、アウトソーシングを加速する傾向にあります。

当社は、医薬品や医療機器の開発を取り巻く経営環境が変化の中で、「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」を基本理念とする経営理念を定め、国内においては、CRO¹事業、SMO²事業及びCSO³事業を展開しており、海外においては、臨床試験に係るGlobal Research事業⁴及び益新事業⁵を展開しております。CRO事業は、イーピーエス株式会社において展開しております。設立以来、リーディングカンパニーとして事業規模を拡大してきました。臨床試験の個別業務に留まらず、企画から薬事申請までの一貫したサービスを提供しています。SMO事業は株式会社イーピーメントにおいて展開しており、SMOとして医療機関が実施する「治験」に係る業務を、適正かつ円滑に進められるようサポートすることを使命としています。疾患領域では、特に癌・循環器系・脳神経外科等の高難易度領域に強く、高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病領域も数多く手がけており、顧客から信頼され、選ばれるパートナーを目指して成長しております。優良な医療機関との提携拡大及び治験実施体制の整備、プロジェクト管理体制の強化、提案型営業の全面展開等の営業体制の強化を図ることにより業績の拡大に努めてまいりました。

当社は、本年1月1日付で、持株会社体制へ移行いたしました。これにより、グループ全体の経営体制について、各事業セグメントにおける自主経営の推進、権限と責任の明確化及びバックアップ体制の拡充を図ることにより、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制の構築に取り組んでおります。

一方、総合臨床HDは、「高い倫理性と責任のもと、医療現場の支援を通じて、医療の発展に貢献します。」を企業理念に掲げ、長期経営ビジョンである「総合医療サービス支援企業」への発展の実現に向けて、主要事業であるSMO事業及びその周辺事業の規模拡大と、新規事業の立ち上げに取り組んでおります。

総合臨床HDは、医療の現場から平成元年に創業以来、SMO業界のパイオニアとして事業を成長させ、併せて業界の発展をリードしてまいりました。主要事業であるSMO事業は、株式会社総合臨床サイエンスを中心に株式会社あずも臨床薬理研究所、株式会社ジェービーエスとともに展開しており、全国24か所に拠点を置き、全国の専門性の高いクリニックを中心に業界最大となる約3,500の医療機関と提携し、整形外科領域、生活習慣病領域等を得意分野として事業拡大してまいりました。また、近年では、著しい増加がみられる中枢神経系領域でも存在感を示しており、さらに主要大学病院、基幹病院との提携を進め先進医療分野の治験支援にも積極的に取り組んでおります。また、顧客満足向上のため、CRC⁶教育研修の充実、品質保証の徹底、案件の進捗管理の強化等にも、積極的に取り組んでおります。

また、周辺事業では、他社に先駆けて心理評価事業⁷として中枢神経系領域等の治験における心理士による評価業務を株式会社総合臨床サイエンスが行い、特に外資系企業の信頼を得ております。CRO事業は株式会社総合臨床メディが臨床研究に注力したサービスを提供し、順調に事業を拡大しております。さらに、本年9月1日より株式会社総合臨床エムケアを設立し、メンタルヘルスケア事業の展開に向けた取り組みを開始いたしました。

両社グループはS M O事業を中心とした臨床試験及び臨床研究の実施支援業務において、補完、協力し合うことを目的に資本業務提携契約を平成25年3月に締結いたしました。具体的には、双方のS M O事業を展開する子会社間で、得意とする地域、疾患領域、また提携医療機関の種類などを補完することにより、顧客への提案内容の幅を拡げ、競争力を高めることで事業発展に繋げるための提携契約であります。しかしながら、顧客である製薬企業等においては、医薬品開発支援にかかる品質のみならず、価格やスピードの面からも更なる高い要求を求められ一層厳しさを増しており、臨床試験のスピードの向上、効率化を図るため、C R O及びS M O相互の独立性を確保しつつ総合的な管理を望む声が高まってきております。このように顧客の高まる要求に応えていくためには、能力の高いC R Cの育成促進やI T化を推進することにより業務の効率化、精度の向上に努め、事業の拡大を通してグループが一体となったサービスの創出及び提供が必要であるということが、近年、両社グループとも共通の認識として高まってまいりました。

今般の当社と総合臨床HDの経営統合は、このような業界環境および両社のあり方について真摯に協議を重ねた結果であり、経営統合後は、C R O事業及び業界最大のC R C 1,000名体制となるS M O事業において、市場のリーディングカンパニーとして更なる成長を実現すべく事業規模の拡大に努めてまいります。ここに本日、本株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。

経営統合後の当社は、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図り、本株式交換により当社の株式を保有することとなる総合臨床HDの株主の皆様を含め、当社の株主様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

に関する注記

1：C R O：Contract Research Organizationの略語で、開発業務受託機関のことです。製薬会社等が行う臨床試験の運営及び管理に係る各種業務を製薬会社等から受託する組織（または個人）です。

2：S M O：Site Management Organizationの略語で、治験施設支援機関のことです。医療機関が行う臨床試験の実施に係る業務の一部を医療機関から受託する組織（または個人）です。

3：C S O：Contract Sales Organizationの略語で、医薬品営業業務受託機関のことです。製薬企業に代り、営業・マーケティング業務を受託または代行する個人または組織・団体で、M R（医薬情報担当者）が医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する業務を製薬会社等から受託する組織（または個人）です。

4：Global Research事業：海外における臨床試験に係る事業です。中国、香港、台湾、韓国、シンガポールなどでC R O事業を展開しています。

5：益新事業：日中間のヘルスケア分野における専門商社として、医療機器事業、医薬品事業、周辺サポート事業の3つの事業で構成されています。医薬医療企業とプロジェクト推進のための日中間の架け橋として、事業開発に関する総合的な市場調査サービスを行うコンサルティング業務など、今後も中国市場で培ったネットワークを活かして、日中企業双方のニーズに応えていきます。

6：C R C：Clinical Research Coordinatorの略語で、治験コーディネーターのことです。治験責任医師の指導の下、医学的判断を伴わない治験業務（インフォームドコンセントの取得補助、症例報告書への転記・管理、モニターとの対応窓口、被験者のケア、治験に携わるチーム内の調整業務等）の支援を行う者です。

7：心理評価事業：心理評価業務として、中枢神経系領域等の治験で心理評価が必須となるため、臨床心理士によって、治験へ参加されている被験者の心理評価を実施しています。また、カウンセリング業務として、精神科、心療内科で臨床心理士が勤務し患者様の治療のため、健康維持のため心理的サポートを行っています。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、総合臨床HDを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、平成27年12月22日開催予定の定時株主総会、総合臨床HDについては、平成27年12月17日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成28年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	総合臨床HD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	0.39

本株式交換により交付する 新株式数	普通株式7,764,610株（予定）
----------------------	--------------------

（注1）株式の割当比率

総合臨床HDの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.39株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有する総合臨床HDの普通株式647,100株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が総合臨床HDの発行済株式（当社が所有する総合臨床HDの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における総合臨床HDの株主（当社を除きます。）に対し、その所有する総合臨床HDの普通株式1株につき、当社が新たに発行する普通株式0.39株を割当て交付します。

なお、総合臨床HDは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する総合臨床HDの取締役会決議により、基準時までには有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

また、本株式交換により当社が発行する新株式数については、平成27年7月31日現在における総合臨床HDの発行済株式総数（21,548,000株）及び総合臨床HDが有する自己株式数（991,643株）に基づいて算出した数であり、総合臨床HDによる自己株式の消却や総合臨床HDが発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等により今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる総合臨床HDの株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に係る以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなる総合臨床HDの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

その他の株式交換契約の内容

当社が総合臨床HDとの間で締結した平成27年9月28日付株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

EPSホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社総合臨床ホールディングス（以下「乙」という。）は、平成27年9月28日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

本契約の規定に従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：EPSホールディングス株式会社
住所：東京都新宿区津久戸町1番8号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社総合臨床ホールディングス
住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第11条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.39を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.39株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 2,012,748,271円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年1月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成27年12月22日に開催予定の定時株主総会（以下「EPSホールディングス定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、平成27年12月17日に開催予定の臨時株主総会（以下「総合臨床ホールディングス臨時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、また、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換後の事業再編）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生後、甲及び乙のS M O事業につき、乙の傘下において再編を行うものとする。但し、具体的な再編手続きについては、甲乙間の今後の協議により定めるものとする。

第9条（剰余金の配当等）

1. 甲は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成27年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

3. 甲及び乙は、前各項に定めるものを除き、本締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、前各項に定める剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（新株予約権の消却）

1. 乙は、本効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を全て無償取得し消却するか、又はその他の方法により消滅させるものとする。
2. 乙は、前項の本新株予約権の消滅の手續及び条件については、甲と協議し合意の上、決定するものとする。

第11条（自己株式の消却）

乙は、法令等に従い、基準時までに有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）全てを基準時において消却するものとする。

第12条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合（公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手續がとられた場合を含むが、これらに限られない。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、(i)EPSホールディングス定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)総合臨床ホールディングス臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）並びに(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第14条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合には、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

以上を証するため、甲及び乙は、本契約の正本2通を作成し、それぞれ各1通を保有する。

平成27年9月28日

東京都新宿区津久戸町1番8号
EPSホールディングス株式会社
代表取締役 巖 浩

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社総合臨床ホールディングス
代表取締役 立川 憲之

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

上記(2)「本株式交換の目的」に記載のとおり、当社と総合臨床HDは、平成25年3月に資本業務提携契約の締結を行うなど、以前より両社の協業体制や資本政策のあり方について議論を行っておりましたが、両社を取り巻く事業環境が一層厳しさを増す中、両社グループが一体となったサービスの創出及び提供が必要であるという共通の認識に至り、平成27年7月頃、本株式交換について検討を開始いたしました。その後、複数回にわたり業界環境および両社の

あり方について真摯に協議を重ねた結果、両社の経営統合が、CRO事業及びSMO事業におけるリーディングカンパニーとしての更なる成長の実現、及び将来に向けての両社の企業価値向上により一層資するとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

上記(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率について、当社はみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、総合臨床HDはSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、それぞれの株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、それぞれ上記(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

みずほ証券及びSMBC日興証券は、いずれも当社及び総合臨床HDから独立した第三者算定機関であり、当社及び総合臨床HDの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

みずほ証券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証第一部」といいます。)に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成27年9月25日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間(平成27年8月26日から平成27年9月25日まで)、3ヶ月間(平成27年6月26日から平成27年9月25日まで)、6ヶ月間(平成27年3月26日から平成27年9月25日まで)の東証第一部における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、総合臨床HDについては、総合臨床HDが東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成27年9月25日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間(平成27年8月26日から平成27年9月25日まで)、3ヶ月間(平成27年6月26日から平成27年9月25日まで)、6ヶ月間(平成27年3月26日から平成27年9月25日まで)の東証第一部における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.31~0.33
DCF法	0.30~0.43

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社、総合臨床HD及びそれらの関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年9月25日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、SMBC日興証券は、当社については、同社が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（株式市場の諸事情を勘案し、算定基準日である平成27年9月25日を基準日として、総合臨床HDが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成27年9月4日の翌営業日である平成27年9月7日から算定基準日までの終値単純平均値、平成27年8月26日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年6月26日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、平成27年3月26日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。なお、DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

総合臨床HDについては、同社が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（株式市場の諸事情を勘案し、算定基準日である平成27年9月25日を基準日として、総合臨床HDが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成27年9月4日の翌営業日である平成27年9月7日から算定基準日までの終値単純平均値、平成27年8月26日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、平成27年6月26日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、平成27年3月26日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。なお、DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.30～0.33
DCF法	0.30～0.43

SMBC日興証券は株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、総合臨床HD及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMBC日興証券の株式交換比率の算定は、平成27年9月25日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及び総合臨床HDより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

総合臨床HDは、SMBC日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	EPSホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区津久戸町1番8号
代表者の氏名	代表取締役 巖 浩
資本金の額	3,888百万円（予定）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。

事業の内容	株式又は持分の保有を通じたグループ経営の企画・管理、グループ会社の経営管理業務等
-------	------------------------------------------

2. 特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額、事業の内容、並びに、当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

名称	株式会社総合臨床ホールディングス	
住所	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	
代表者の氏名	立川 憲之	
資本金又は出資の額	1,364百万円	
事業の内容	S M O事業等を営む企業グループの経営戦略策定及びグループ会社の経営支配・管理	
当社の所有に係る特定子会社の議決権の数	異動前	6,471個
	異動後	205,563個
特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	3.15%
	異動後	100%

(注1) 「特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は、総合臨床HDが平成27年9月10日に公表した平成27年7月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成27年7月31日現在の発行済株式総数（21,548,000株）から、当該決算短信に記載された平成27年7月31日現在の総合臨床HDの所有する自己株式数（991,643株）を控除した株式数（20,556,357株）に係る議決権の数（205,563個）を分母として計算しております。

(注2) 「特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (2) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

総合臨床HDの資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当します。そのため、上記1.記載の本株式交換の効力発生により総合臨床HDが当社の子会社となった場合、総合臨床HDは当社の特定子会社に該当することとなります。なお、本株式交換の実施は、平成27年12月22日開催予定の当社の定時株主総会及び平成27年12月17日開催予定の総合臨床HDの臨時株主総会の承認、並びに当社による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないこと等を条件としております。

異動の年月日

平成28年1月1日（予定）

以上